

第9回 大分市自治基本条例検討委員会 議事録

日 時 平成21年10月6日(火) 14:00～15:00

場 所 大分市役所本庁舎 8階 大会議室

出席者

【委員】

宇野 稔、島岡 成治、大津留 祐子、秦 政博、衛本 敏廣、松尾 直美、
園田 敦子、川辺 正行、中村 喜枝子、長野 幸子、竹内 小代美、永岡 昭代、
古岡 孝信、竹本 和彦、廣次 忠彦、宮邊 和弘、日小田 良二、安部 剛祐、
永松 弘基、井手口 良一、徳丸 修、泥谷 郁、秦 忠士、小林 知典、小出 祐二、
神矢 壽久 の各委員(計26名)

【事務局】

企画部次長 日小田 順一、企画課課長 玉衛 隆見、同主幹 渡邊 信司、
同専門員 姫野 正浩、同主査 平松 禎行、同主査 甲斐 章弘、
同主査 永野 謙吾、同主査 足立 和之 (計8名)

【プロジェクトチーム】

(企画課課長玉衛隆見)、(同主幹渡邊信司)、総務課法制室主任 河越 隆、
人事課主任 伊地知 央、議会事務局議事課政策調査室次長 藤野 宏輔、
選挙管理委員会事務局主査 下村 光典 (統括者・副統括者除く 計4名)

【傍聴者】

1名有り

次 第

1. 開会
2. 委員長あいさつ
3. 議 事
 - (1)自治基本条例検討に係る項目等について
 - (2)由布市住民自治基本条例について
 - (3)その他

< 第9回 大分市自治基本条例検討委員会 >

事務局	<p>定刻になりましたので、はじめさせていただきたいと思います。 ただ今より第9回大分市自治基本条例検討委員会を開会いたします。 全体で2時間程度を予定しておりますのでよろしく願いいたします。 それでは、委員長さんよろしく願いいたします。</p>
委員長	<p>皆さん方こんにちは。 今回は9回目を迎えます、今回は全体会議ということにさせていただきました。 今日は、委員の皆様方のお手許に資料を2つほど用意させていただいております。 一つはA3の用紙でございますが、「大分市における自治基本条例検討に係る項目等」ということで、検討するにあたり、何かたたき台がないと検討しにくいというご意見が前回出たと思います。 ということで、たたき台として事務局の方に大変なご努力をいただきました。後で事務局の方から詳しい説明があろうかと思っております。 もう一つは、A4のペーパーですが、大分県で2番目の自治基本条例の制定が由布市でされました。由布市の基本条例の内容につきまして紹介したもので、1枚目は相関図でございますが、2枚目以降がすべての条文をご紹介しているものでございます。 こういった資料をベースにして今日の審議を進めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。 それでは、早速討議に入らせていただきたいと思います。今申し上げましたように、たたき台としての資料を用意させていただいておりますので、事務局の方から説明をいただければと思います。よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>まず最初に、「自治基本条例検討に係る項目等」の説明をさせていただきます。 A3の縦7枚にわたる資料をご覧ください。 まず、大きなまとめ方としまして、大項目という形で整理をしております。最初に「理念等に関する項目」、次の2ページになりますが「市民等に関する項目」、次のページには「執行機関・議会に関する項目」、4ページ目になりますが「行政が行う事務等に関する項目」、その次に6ページ目になりますが「市民参加・協働等に関する項目」、そして最後に「最高規範性」という形で整理をしております。今後、議論を進めていただくために、現時点で考えられるほとんどの項目について、記載させていただいているつもりであります。 また、本市における条例、規則、要綱 それに係る計画、事業等の主なものについて例示いたしております。 それでは、最初の理念等に関する項目についてであります。1ページ目をご覧ください。まず最初に、大分市はどのようなまちなのか、どのようなまちを目指すのかを規定する前文、条例を定めることによる目的、自治基本条例で使われる「市民等」の用語の定義などは一般的であります。次に記載しています基本理念と自治の基本原則をどのように整理するのか、またそ</p>

の必要性等についても検討していただきたいと思っております。

次に、2ページ目の市民等に関する項目についてであります。市民の知る権利から、市民の責務、コミュニティの役割、市域内で活動する事業者の責務という形で項目立てしております。これは皆さんよくご存知の項目ですので詳細の説明は省略させていただきたいと思っております。

次の3ページには、市及び市長の基本的役割、さらに市長以外の執行機関の役割と責務、それに職員の責務を記載し、議会については、役割や責務等を記載しております。特に、議会については、大分市議会基本条例を制定し、その条例の中に、このページに掲げている事項について、基本的に全ての内容が盛り込まれていると考えておりますので、今後の議論の過程において、自治基本条例(名称は仮称であります)と大分市議会基本条例との関係を整理していただく必要があるのではないかと考えております。

次に行政が行う事務等に関する項目についてであります。4ページをお願いします。

まずは、総合計画の位置づけを明確にする必要があるのではないかと、また、まちづくりを効果的・効率的に行うためには評価は不可欠でありますことから行政評価の位置づけを記しております。その次に、情報公開、個人情報保護、行政手続に関する規定、条例の体系化等の規定を記載いたしております。法令遵守は市長及び職員等が公正な職務の執行の確保をめざすものであります。次に、市の財政運営のあり方について具体的な規定。柔軟な行政執行を行うための、組織人事についての規定。その次が住民の提案・苦情に対する対応のあり方。国との連携・地域間連携については、近隣自治体や都道府県・国と連携しながら、共通課題の解決を図るという規定でありますし、政策法務の推進は、法というものを意識して政策を企画・実施するというものであり、条例等の法務手段を使って課題を考え、それを解決しようとするものでございます。

次のページになりますが、危機管理体制の確立を、そして、大分市の行政運営に係る外部機関のチェック機能を掲載いたしております。

また、人材育成については、自治の発展を支える人材の育成を規定するものであり、多文化共生については、まちづくりを国際的視点に立って行うことが重要であるとの認識のもと、国際交流及び外国との連携に努めようとする規定でございます。

次に6ページをお開きください。市民参加・協働等に関する項目についてであります。最初に市政への住民参画についてです。まちづくりは市民の主体的な参加が不可欠であり、このまちづくりへの参加権は地方自治法には直接明示されていないもので、条例で市民の権利として創設する必要があるのではないかと考えております。自治基本条例における中核的な権利の一つではないかと思っております。

次に、附属機関(審議会等)についてです。附属機関は政策決定に大きな役割を果たしておりますことから、市民参加と会議公開等について整理をしていただくものであります。

その次が、住民の意思の表明、いわゆるパブリックコメントについてであります。これは、まちづくりに関する条例の制定又は計画の策定等にあたっ

ては、事前に市民に公表し、意見を募集するとともに、その出された意見について、市は検討し、反映に努めることなどを規定するものであります。

住民投票に関する規定は、他都市の自治基本条例では、ほぼ標準装備となっておりますが、市民参加条例や独自の住民投票条例を制定して、詳細をどこまで定めるかどうか論点になるものと考えております。情報共有・説明責任については、市民参加の前提として、情報共有のための措置を積極的に講じるとともに、情報内容の説明責任を果たしていくものでございます。

協働の推進につきましては、新しい公共という考え方に立ち、協働が十分に行われるための制度、仕組み、体制等の整備について検討していただければと考えております。

都市内分権・地域自治については、まちづくりを行っていくに際して地域課題への取り組みという視点から、地域の自主性の確保等について議論していただきたいとの思いで項目付けをいたしております。

最後に7ページでございますけれども、最高規範性について、いわゆる、この(現時点ではあくまでも仮称であります)自治基本条例の位置づけであります。一般的には、自治基本条例は各自治体において、最高規範性がうたわれておりますが、それをどのような表現にするのかどうか、また、本条例が現状に合わなくなった場合は、どのような対応をするのか、見直しの時期等についての考え方を記載いたしております。都市によっては、条例の最初の方に規定しているものもありますが、規定する場所及び内容等について、これは全ての項目について言えることですが、議論していただき整理をしていただきたいと思っております。以上、大分市における自治基本条例検討に係る項目等についての事務局(案)につきましての概略説明をさせていただきました。

続きまして、由布市住民自治基本条例につきまして、このたびの9月議会におきまして可決いたしましたので、検討の経過及び条例の概略につきまして、私の方から説明をさせていただきます。A4の資料をお開きいただきたいと思っております。

本条例につきましては、平成18年7月から由布市住民自治基本条例制定検討委員会において、条例の必要性、条例の目的、内容を検討し、条例の素案をまず作成しました。それから市民への説明・意見収集をおこない、その意見をもとに再検討し条例案を作成したものであります。平成20年1月までに計15回の検討委員会を開催し、市長に答申いたしました。

平成20年3月定例会市議会で条例制定の提案をいたしました。が、継続審議となり、その後の議会において否決されましたが、今年の9月議会において議決されたものであります。

その条例の概要であります。お手元にお配りした由布市住民自治基本条例の構成をご覧ください。

本条例は全部で10章、27条で構成されております。前文の条例の趣旨・内容から始まり、第1章総則には、目的、用語の定義、条例の位置づけを規定しており、第2章はまちづくりの基本理念と基本原則を、第3章には市民等と事業者の権利及び責務を規定しております。

第4章が議会・議員の役割と責務について規定されており、議会の役割と責務、議員の役割と責務の2つの条文で出来ております。

第5章が市長、市及び職員の役割を規定、第6章には市政運営について、総合計画の位置づけ、個人情報保護、財政運営等について規定しております。第7章には、連携と交流をうたい、国・県・他の自治体との連携や国際交流を規定いたしております。

そして、参加と協働の第8章に市民参画とパブリックコメント、そして協働のまちづくり、住民投票について規定しております。第9章には環境・景観の保全・形成をうたい、他の都市では比較的に見られない由布市の独自性がここに現れているのではないかと感じております。そして、最後の第10章に条例の検討及び見直しの条項を入れております。

個人的な感想になりますが、全般的に平易な文章を用いており、一般市民の方が読まれても比較的理解されやすいのではないかと感じております。条文につきましては、2ページ以降に添付しておりますので、参照願いたいと思います。

簡単であります、個人的な感想も踏まえ由布市住民自治基本条例の概略説明をさせていただきました。

以上でございます。

委員長

はいどうもありがとうございました。

具体的な先行例をご紹介いただいたわけですが、これからこういう資料をベースにして、皆さん方にご議論いただくという予定にしているのですが、まず最初に、この点を確認しておかないと議論が先に進まないのではないかなという点が一点ございます。これは司会者としての思いでございます、そうではないよという意見がございましたらどうぞ遠慮なくお返しただきたいと思うのですが、今我々が制定に（向けて）取り組んでいる大分市の自治基本条例（仮称）でございますが、この自治基本条例は、先程の資料の7ページのところに書いてあります、最高規範性というところですが、この基本条例は他の個別条例よりも上位に位置する。ですから、国の法体系でいきますと、国会で制定される法律や行政機関等で制定される規則などといったものの上に位置する、すなわちピラミッド構造でいくと頂点に位置するということで、例えて言うならば国の憲法に匹敵するようなものが基本条例になるのではなからうかと思うわけでございます。

そういったことを予め想定して、関連する条例であるとか要綱であるとか計画だとかいったものが資料にはあげられているということになるわけですが、そうしたときに、ものの基本的な考え方で、自治基本条例は大分市の最高法規でございますというようなスタンスでよろしいでしょうか。

この点は、特にご異論はございませんか。

（「なし」の声）

では、最高法規性をお認めいただいたという事で、その観点から議論を進めていただければと思います。

それで、今日はですね、できましたら具体的な審議というよりも、今後どのような方針でもって自治基本条例の制定に向けて我々は議論していったらいいのかという、議論の方法が固まってくるとまた一歩進めるのではないかと思います。

それで、今回の資料をお示しいただいて、司会者として私は別にこだわりはございませんが、例えばという事で、これは膨大な中身でございます。これを一つ一つ全体会議で議論するという方法もございます。委員さんが一つ一つのことを議論していくという方法もあるのですが、もう一つ、テーマに分かれて委員さんが個別の分科会のようなものを作って、4つか5つかいくつになるか分かりませんが、そういう分科会に分かれて討議をし、討議した内容を全体会議に持ち寄ってすり合わせをするというようなやり方があるかと思えます。前者でいくか後方でいくか、今日は全体会議で議論をさせていただいたのは、そういった方向性を皆さん方に出していただくためには、個別のグループではなかなかしにくいということで全体にさせていただいているのですが、その点はいかがでございますでしょうか。議論をする方法です。中身については後でということ、方法についてどうでしょうか。

折衷説もあるよとか、第3案4案もあるよとか、色々あるかと思えますけど、お出しただければ...

意見が出ないようですけど、議論を進めていかなければならないわけで、委員の方々がご納得いただいた形で一步一步完成に向けていかなければいけないと思うのですが、一つは効率性ということで、ある程度スピーディーに議論が展開されていく、そして全体が参加するという調和を持つ意味で、私は個人的には、分科会方式をとって、すり合わせを重ねていくほうがよろしいかなと思うのですが、いかがでしょうか。それ以外にという方はどうぞおっしゃってください。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

はい。それではですね、グループに分かれて議論をしていく、そして持ち寄ってすり合わせをして、さらに議論していくという方式でございますね。それで、グループに分かれるにつきましては、私の独断と偏見でございますが、先程事務局がいろんな先行例をお調べになってですね、共通点という柱を探し求めてできたものが(資料の)大項目でございます。

そちらは、理念に関する項目とかその他4つくらいあります。最後の最高法規性については、先程ご確認いただきましたので、これについては、まず議論をすることはなく、条例の見直しという部分の議論が残されていますが、これは一番最後でよろしいのではないかと、ほぼ全体像が出来上がって後にどこに位置するか、(条文の)位置付けは先に持ってくるか後にするかは色々あると思いますが、議論としては後回しで良いのではないかと思います。

そう考えますと、全体で柱だけみていきますと、全体で5項目あります。ですので、5グループに分かれて、各グループで個別に議論していく。例えば、議論をするにあたっては、膨大な資料が必要になってきます。条例や要綱や計画とかそういったものを精査して行って、議論をしていかなければなりませんので、5つのグループに分かれても相当のボリュームがございます。

よろしいですか。納得がいけないということになれば話は変わってくるのですが... どうぞ。

委員

私は異論ないのですが、それをする前に、皆さんに確認をしなければいけ

	<p>ないのは、この事務局案の5項目でいいかどうかということのを予め確認しなければ、例えば由布市の場合、第9章という事務局案に全く入ってこない項目があるわけですよね、そういうものはもういいのかどうか、あるいはそれぞれ5項目に分かれながらそういったものの提案がそれぞれのグループから出てくるのかどうかということも含めて、とりあえず私たちがこれから分科会をする場合に、この5項目でいいのかどうかという確認を委員の皆さんにしておいたほうがいいのではないのでしょうか。後でそんなはずではなかったとなると困りますので。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>私が申しあげました5項目といたしますのは、一つのやり方としてですので、5項目に限るとかということではございません。</p> <p>私の提案は完璧なものではなくて、新しい項目もまた出てくるかもしれない、そういうことはありうる形であるということで、この5項目に限ってということではございませんでした。</p> <p>そういう柔らかな項目立てでございますが、よろしいでしょうか。</p> <p>例えば、そういうことで5つの柱があるのでその柱ごとに議論してみてもどうか、それが6つ目7つ目があるとか、確かに由布市の(条例)はこの資料にないものも出てきておりますので、そのときにはまた新しい柱を立てるといふこともあるし、あるところでは柱が重なるところもあるかもしれないですね。ひとまず議論をするときの色分けをするためのものだという事です。</p>
<p>委員</p>	<p>少し意見を言わせていただきます。</p> <p>以前アンケートを出したときにも書いたのですが、分科会に分かれることは委員長の言うとおりでいいと思います。ただ、一つの分野の分科会だけで議論して、他の分科会のことは関係なかったということではなく、できれば一つの項目を時間がかかるけども、分科会ごとにまとめていって一つの項目を作り上げていく。非常に時間がかかる話ですが、最終的にこの進め方ということであればいいですが、折角作るのであれば全部の項目に少しずつ関わって意見をすり合わせる中から完全なものが出来上がっていくのではないかなと思います。分科会の中にどういう形で我々は入っていくのかも分かりにくいのですが、自由にご意見をということでしたので言わせていただきました。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>私が提案させていただいておりますのは、分科会に分かれて他の所は何をしているか分からないけど、私はここで議論をしましたということではなくて、あくまでも分科会で討議をしたことを全体会の中に持ち込んでいただいて、全体的にもまた議論していただく。あくまでも30人近くの方々は何もなしで議論をするというのは、あまりにも進まないものですから、分科会で議論していただいたものがたたき台となって、その分科会でない委員さんも率直な意見・感想をおっしゃられる。それをまた分科会に持ち帰ってさらに</p>

精査していくというような、フィードバック方式といえますか、そういうものを想定しているのをごさいます。

完璧に分かれて最後に持ち寄って立ち上げるというやり方ではなくて、一つの議論の過程の中的手段として分科会方式をしたらどうかということなのですがいかがでしょうか。よろしいですか。

では、議論を一方的に進めるということは絶対なく、全体で確認をしながら最終的に成案を見るという方式は、ここで確認させてもらったということによろしいですかね。

それではですね、もう一つ次のステップに入っていくのですが、部会ごとに議論をスタートするということになったときに、委員皆様方どの部会にどういうふうに関連されるかということなのですが、これも私の勝手な発想なのですが、できたら自分はここをやりたい、ここが興味があるというようなご希望を言っていただいて、あまり固まりすぎると人数に偏りが出ますので、一部会に5～6人ぐらいのところ、うまく委員さんたちが分散していただくと会議がしやすいかなと思います。

今までのグループ討議のときに強く意見を持っておられる委員さんもいらっしゃいましたので、そういうご希望を生かしながらというのはいかがでしょうか。

自分がここは関心があるなという部会に属するほうが議論しやすいと思いますが、よろしいですか。

そしてですね、それが良しとしていただければ、今度はこの委員会のメンバーの中に議員さんが入っておられます。それから市の部長さんも入っておられます。ですからそのところは、あまり偏らなくて分散できるような工夫も必要かなと思っております。特に部長さん方は分散していただいたほうがいいかなという感じがするのですが。議員さんにつきましては、特に議会に関する項目がございます。こういうところはもろに関連するところですから、そういうところは一つ抜き出して特別テーマとして設定するというのも十分ありえると思います。それは部会の中で話し合っていて、これはかなり特殊な話ですよというように。由布市とは（状況が）違いますからね。大分市は既に議会基本条例ができていますから。そういった工夫をさせていただいたらということですが。

そうしますと、今度は、日程調整などは部会のメンバーの中で、日程調整をしていただく。全体での調整は難しいのですが、5～6人ならば結構融通が利いたりします。それから、回数も（現在は）今月一で開催しています。しかしこれは全体だから月一でしていますが、あるグループではピッチを上げて開催したいということで同意が取れたら、一週間に1回、月に4回くらい行こうというようなこともあると思います。

事務局に確認しましたが、予算的にも何ら問題はないということです。

もう一つ、事務局からの話では、各部会に事務局のメンバーが出て、議事録等の作成や資料の作成などいろんな手助けをさせてもらわなければならないので、できたら部会の会合がバッティングしないようなかたちでしていただくとありがたい、というような話も聞いておりますので、そのところは工夫しながら調整していけば良いのではないかと思います。

	<p>何かご意見がございましたらどうぞおっしゃってください。</p> <p>よろしいですか。そうしましたら、具体的に皆さん方5つのグループでいかがかなと思っているのですが、一つは理念等に関する項目です。それから市民等に関する項目がございます。そして執行機関・議会に関する項目。4つ目が行政が行う事務等に関する項目。最後が市民参加・協働等に関する項目という5項目があろうかと思えます。最高法規性については先程申しましたように方向性が出ましたので、後残っている改正等については後回しということで、そうなりますと、皆さんはどのグループに入って議論をしたいかということをお決めいただきますと、大体のグループ編成ができてまいりますのですが、今日は事務局の方、お休みの委員さんは何名ですか。</p>
事務局	8名でございます。
委員長	<p>それでは、大体ここを議論したいというご希望が定まったでしょうか。</p> <p>ちなみに偏りが無いかどうか、これで決定ということではなくて、ちなみにということで、(人数把握を)とらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。挙手をお願いします。事務局の方、人数のご確認をお願いします。</p> <p>まず、理念に関する項目についていかがでしょうか。</p> <p>いらっしゃいませんか。</p>
委員	先程委員長さんがおっしゃった、部長さんはなるべく分散してとか、議員は分散してとかがありますから、我々は希望を取ることではない(割り当てに従うしかない)でしょうから。
委員長	<p>そうですね。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、(部長さんと議員さんにつきましては)事務局の方と私、そして部長さん、議員さんをご相談させていただきながら決めさせていただくことにさせていただきます。</p> <p>そうしますと、それ以外の委員さんのご希望をお伺いさせていただきます。大変失礼しました。</p> <p>もう一度元に戻って、理念の項目はいかがでしょう。(希望者なし)</p> <p>いませんか。過去にですね、理念を議論するべきだという意見が出ていたと思うのですが、いかがでしょう。</p>
委員	内容が分からなくて、どこを選んで良いか分からないのが本意ではないでしょうか。思い切って順番でいくとかもあると思いますが。
委員長	<p>なるほど。では、一応希望だけ聞かせていただいて、後は調整させていただくということでさせていただきます。</p> <p>そうしましたら、2番目の市民等に関する項目はいかがでしょう。(4名)</p> <p>次は、執行機関・議会に関する項目ですね。(1名)</p> <p>それでは、行政が行う事務に関する項目です。(2名)</p>

	<p>その次は、市民参加・協働に関する項目は。(5名) 事務局さん人数はどうでしょうか。</p>
事務局	<p>市民に関することが4名。執行機関・議会が1名。事務に関することが2名。協働に関することが5名ということになっております。</p>
委員長	<p>では、私が挙手をしておりませんでしたのと副委員長が所用でご欠席ですので、どこかに入らせていただくことになろうかと思えます。</p> <p>それではですね、大体グループ討議をしていくということを決めさせていただきました。今日のところで、完璧にこの人はどこですというのは決められる状態になっておりません。それで、次回の開催日程にまでいけません。グループ分けが決まり次第、事務局の方からスケジュール調整をさせていただくということになろうかと思うのですが、事務局いいですか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
委員長	<p>それでは、今日のところは確定ではございませんけども、どこかのグループに入らせていただくということをお願いしたいと思います。</p> <p>さて、折角のお集まりでございますので、そういう方向性は一応おいておきまして、今後こういうことを考えたかどうかとか、この際ご意見等がございましたら聞かせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
委員	<p>すみませんよろしいでしょうか。</p> <p>ご提案ですが、今の調査でも一人とか二人とか随分バランスが悪いというか偏っていると思うのですね。全員の第一希望を聞くとそういうふうになると思うのですが、例えば今日来られていない委員さんもいらっしゃいますから、第一希望から第三希望くらいまで書いていただいて、それで事務局のほうで割り振りをしていただくとかですね、そういうやり方もあると思うのですが。</p>
委員長	<p>分かりました。</p>
事務局	<p>それでは今ご意見がございましたので、アンケートをとらせていただいて、できるだけ第一希望に副うような形で調整させていただきたいと思えますけども、どうしても人数のばらつきといいますか、希望の多い部会については、その辺は第二希望あるいは第三希望というかたちで調整させていただきたいと、そういうことでよろしいでしょうか。</p>
委員長	<p>よろしいですか。それでは、後で事務局からアンケートを取らせていただきます。</p> <p>さて、そういうことで、日程調整も事務局からのアンケートに都合の悪い日を記載してもらおうということでもよろしくお願ひします。それと、部会をしてできるだけ全体のすり合わせをするということで、月に1回部会をして月</p>

	<p>に1回全体会議をしたとしたら、月に2回になります。(月に)2回は勘弁してくださいということになるのか、2回くらいなら問題ないよということでしょうか。この辺もアンケートにご記入ください。率直な意見をアンケートで聞かせていただきましょう。</p> <p>では、今日は後1時間ほど時間を残しておりますが、一応今日の議論はこれで達したようでございますが、特にご意見はございませんでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>5つの分科会で日程調整をする前提となる事務局のサポートの問題ですが、事務局が5人いれば、それぞれの部会に一人ずつ書記の役割で張り付けられれば、同じ日に同じ時間に部会が開かれるとしても、そんなに大きな事務の支障はないのではないのでしょうか。それが事務局に可能かどうかの確認をしておいたらいかがでしょうか。</p>
<p>委員長</p>	<p>そうですね。ありがとうございました。 事務局いかがでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。ただ今のご意見ですが、担当が5名おりますので5名が対応することは可能です。ただ、同一日の同一時間になりますと、大変申し訳ございませんけど、私と次長、主幹はどちらかにというかたちで、どちらか出席することができなくなりますので、その辺だけご了解いただければと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>よろしいですかね。そのあたりはあまり厳格に考えずに、できるだけご参加いただくということをお願いしましょう。 他にございませんでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>分科会を開催するにあたりまして、どうしてもそこで議論をしておく必要がある部分があるのですが、一つはこの自治基本条例がはじまったのは北海道ニセコ町からということで、ここはまちづくり条例からということで名前もまちづくり条例となっています。今、全国的にみますと自治基本条例だとか自治体基本条例だとか何々市市政基本条例だとか色々な呼び名があるのですが、大分市が基本条例を作るにあたって、どこを目指していくのかということがないと、分科会に分かれての議論が少し変わった方向に行くのかなという気がしてなりません。</p> <p>特に自治というものはものすごく範囲が広いものですから、大分市がそこまで手を伸ばしていけるのかという問題がある。先程の最高規範性の問題もありますので、その辺の調整が是非必要であると思いますので、そこで、どの段階でどういうかたちで議論するのは別にしてですね、是非議論をしていただきたいというのが一点です。</p> <p>もう一つは、私どもは議会で基本条例を作りました。行政基本条例を今から作るということなので、自治基本条例を制定するにあたって、議会と行政基本条例を併せて我々の認識では自治基本条例と考えています。ですから、最終的には総合型の条例をめざしていくということになると思いますし、5つの分科会にそれぞれいろんな条例を新たにつくっていかねばならない</p>

<p>委員長</p>	<p>問題が結構出てくるのではないかと考えています。</p> <p>そういった議論をどういった形で集約していくかという一定の方向性がないとなかなか議論がしにくいと思いますので、是非どこかの時点でそういったことを議論していただけたらと思います。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>今おっしゃられたような、分科会では取り上げられないような、全体というか根幹に関わる問題というか、出てくることは予想されることですので、是非そういう問題点は絶対に解決しなければならない問題点でございますので、全体会議でそういう問題を、部会で討議されたときにこれを何とかしないと先に進めないと、だから何とか方向性を出してということで、全体会議に持ち寄っていただければいかかかなと思っておるところでございます。折に触れて全体会議ということで、全体で足並みを揃えていくということになるかと思っています。</p> <p>今のご発言で、二セコ町の話が出ましたけれども、そういった資料を皆さんお持ちではないのですよね。配布される資料の中にそこまでの詳細はございませんですね。事務局どうでしょうか、先行例の詳しい条例など。</p>
<p>事務局</p>	<p>恐れ入ります。第1回の会議の際に、例えば二セコ町、豊田市、札幌市、岐阜市、上越市、寝屋川市等の条例文を資料で差し上げております。</p>
<p>委員長</p>	<p>大変失礼しました。そういう資料もご参考にしながら、討議の過程で是非こういった資料が欲しいというようなご要望は、どんどん事務局にお出しください。可能な限り事務局は対応してくれると信じております。</p> <p>その他何かございませんでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>先程、同日の同じ時間に会議をすることは差し支えないと申し上げましたが、場合によっては会議室の確保がどうしても物理的に困難な場合がございますので、そういう時はご了解いただきたいと考えておりますので、この点も併せてお願いしたいと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>他にございませんでしょうか。特になければこれでお開きにさせていただきますと思います。どうもご協力ありがとうございました。</p>
<p>事務局</p>	<p>委員長さんどうもありがとうございました。</p> <p>後日アンケートをお送りいたしますのでよろしくお願ひしたいと思います。その際、どの分科会になるかというのは委員長さんと協議のうえ決定させていただきますが、日程についてもアンケートのときに何日の午前午後が良いとか悪いなど記載をしていただければと思いますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは本日はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。</p>